

令和5年厚木市教育委員会1月定例会日程

日時 令和5年1月24日(火)

午後2時から

場所 第二庁舎4階教育委員会会議室

1 開会

2 教育長報告

3 審議事項

日程1 議案第1号 夏季休業中における学校閉庁日の取扱いの改定について

【教育総務課】

日程2 議案第2号 厚木市立あつぎ郷土博物館条例施行規則の一部を改正する規則について

【文化財保護課】

日程3 議案第3号 厚木市久保奨学金奨学生選考委員会委員の委嘱について

【教育総務課】

日程4 議案第4号 厚木市指定有形文化財の指定について

【文化財保護課】

日程5 議案第5号 厚木市久保奨学金（令和4年度入学準備奨学金・令和5年度高校等修学奨学金（第9期生））の支給決定について

【教育総務課】

4 報告事項

(1) 事務の臨時代理の報告について（厚木市学校運営協議会委員の委嘱について）

【教育総務課】（資料1）

(2) 事務の臨時代理の報告について（公務災害補償の認定について）

【教育総務課・社会教育課】（資料2）

(3) 事務の臨時代理の報告について（障害のある児童生徒の教育措置について）

【教育指導課】（資料3）

(4) 事務の臨時代理の報告について（障害のある児童生徒の教育措置について）

【教育指導課】（資料4）

(5) 給食用食材の放射性物質の測定結果について

【学校給食課】（資料5）

5 閉会

令和5年1月定例教育委員会教育長報告

令和4年12月20日（火）に開催されました12月定例会以後の主な行事等13件につきまして、御報告申し上げます。

- 1 1月4日（水） 厚木市役所本庁舎 4階 大会議室ほか
令和5年仕事始め式
- 2 1月7日（土） 厚木市立依知北公民館ほか
令和5年市内各地区新春のつどい・賀詞交換会
○訪問地区 4地区（依知北、依知南、睦合南、森の里）
- 3 1月8日（日） 厚木市荻野運動公園 体育館 メインアリーナ、駐車場
令和5年厚木市消防出初め式
- 4 1月10日（火） 厚木市役所本庁舎 3階 特別会議室
網走市小学生訪問団市長表敬訪問
○訪問者 網走市立小学校5・6年生児童13人、網走市立東小学校教諭2人、
網走市職員3人
- 5 1月14日（土） 厚木市立緑ヶ丘公民館
令和5年緑ヶ丘地区新春のつどい
- 6 同日 厚木市役所本庁舎 地下食堂
「あつぎキッズゲルニカプロジェクト」制作作業視察
- 7 1月15日（日） 厚木市立厚木南公民館
令和5年厚木南地区新春のつどい
- 8 1月16日（月） 厚木市役所本庁舎 4階 秘書課第二応接室
支援品贈呈式
○支援物品 アルコールクロス 2,940個
アルコールクロス専用空ボトル 675個
○出席者 富士フイルム株式会社 メディカルシステム事業部 モダリティソリューション部マネージャー、株式会社スズキ 代表取締役社長、営業課職員

- 9 1月20日(金) 厚木市役所第二庁舎 16階 会議室A・B
第5回厚木市小・中学校長会議
- 10 1月22日(日) あつぎ市民交流プラザ amyスタジオ
令和4年度地域ぐるみ家庭教育支援フォーラム
○内容 地区の活動発表、ワークショップ
○参加者数 83人
- 11 同日 あつぎ市民交流プラザ あつぎアートギャラリー1～3
令和4年度厚木愛甲地区中学校文化連盟芸術祭「美術科学習発表会」視察
- 12 1月23日(月) 厚木市役所第二庁舎 5階 教育長室
令和5年度障害のある児童生徒の教育措置に関する答申書受理
○訪問者 厚木市教育支援委員会委員長
- 13 令和4年厚木市議会第6回会議(12月定例会議) ※ 前回報告以降の内容
- ① 会議期間
11月30日(水)から12月23日(金)まで(24日間)
- ② 予算決算常任委員会(12月22日(木))
○議案第99号 令和4年度厚木市一般会計補正予算(第9号) 【可決すべきもの】
- ③ 本会議(12月23日(金))
○議案第93号 厚木市立あつぎ郷土博物館条例の一部を改正する条例について 【可決】
○議案第99号 令和4年度厚木市一般会計補正予算(第9号) 【可決】
○陳情第10号 私学助成の拡充を求める意見書を国に提出することを求める陳情 【不採択】
○陳情第11号 私学助成の拡充を求める意見書を神奈川県に提出することを求める陳情 【不採択】

議案第1号

夏季休業中における学校閉庁日の取扱いの改定について

夏季休業中における学校閉庁日の取扱いを別紙のとおり改定する。

令和5年1月24日提出

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

提案理由

学校閉庁日を拡大するため、夏季休業中における学校閉庁日の取扱いの一部を改定する。

学校閉庁日の取扱いについて（案）

平成30年6月26日決定

令和5年1月24日改定

厚木市教育委員会

1 趣旨

教職員の働き方改革に向けた取組の一環として、日常業務の多忙化緩和と休暇取得促進のため、次の期間を学校閉庁日とする。

2 期間

毎年8月11日から8月15日まで及び12月28日。ただし、8月11日から8月15日までの期間に土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日が含まれる場合及び12月28日が土曜日又は日曜日に当たる場合は、新たな学校閉庁日は設けない。

3 運用方法

具体的な運用方法は次のとおりとする。

ア 対外的な業務

学校閉庁日は、日直等を配置せず、学校として対外的な業務を行わない日とする。学校への問合せ等については、教育委員会で対応する。

イ 教職員の服務

休暇については、その取得を強制するものではないが、当該趣旨を踏まえ可能な限り休暇取得をお願いするものとする。

ウ 教育活動の実施

やむを得ない場合を除き、部活動等についても原則として行わないものとする。

エ 保護者への周知方法

教育委員会から保護者へ通知を配布するものとする。

オ 緊急連絡

学校長と教育委員会との連携により対応するものとする。

カ 校舎管理

原則として、教育委員会で管理するものとする。

新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>学校閉庁日の取扱いについて</u></p> <p>1 趣旨 教職員の働き方改革に向けた取組の一環として、日常業務の多忙化緩和と休暇取得促進のため、次の期間を学校閉庁日とする。</p> <p>2 期間 毎年 <u>8月11日</u> から 8月15日まで <u>及び12月28日</u>。ただし、<u>8月11日から8月15日までの期間</u>に土曜日・日曜日・<u>国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)</u>に規定する休日が含まれる場合 <u>及び12月28日が土曜日又は日曜日に当たる場合</u>は、新たな学校閉庁日は設けない。</p> <p>3 運用方法 略</p>	<p style="text-align: center;"><u>夏季休業中における学校閉庁日の取扱いについて</u></p> <p>1 趣旨 教職員の働き方改革に向けた取組の一環として、日常業務の多忙化緩和と <u>夏季休業中の</u>休暇取得促進のため、次の期間を学校閉庁日とする。</p> <p>2 期間 毎年 <u>8月13日</u> から 8月15日までの <u>3日間</u>。ただし、<u>この期間</u>に土曜日・日曜日が含まれる場合は、新たな学校閉庁日は設けない。</p> <p>3 運用方法 略</p> <p><u>4 担当課</u> <u>学校閉庁に関すること 教育総務課 225-2600</u> <u>児童・生徒に関すること 教育指導課 225-2660</u> <u>転入・転出に関すること 学務課 225-2650</u></p>

議案第2号

厚木市立あつぎ郷土博物館条例施行規則の一部を改正する規則について

厚木市立あつぎ郷土博物館条例施行規則の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年1月24日提出

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

提案理由

博物館法の一部改正に伴い、所要の措置を講ずるため、本規則の一部を改正する。

厚木市立あつぎ郷土博物館条例施行規則の一部を改正する規則

厚木市立あつぎ郷土博物館条例施行規則（平成30年厚木市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号中「第29条」を「第31条第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

新旧対照表

新	旧
<p>(資料の館外貸出し)</p> <p>第9条 次に掲げるものは、博物館の資料の館外貸出しを受けることができる。</p> <p>(1) 国立の博物館、博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第1項の規定により博物館に相当する施設として指定されたもの</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>(資料の館外貸出し)</p> <p>第9条 次に掲げるものは、博物館の資料の館外貸出しを受けることができる。</p> <p>(1) 国立の博物館、博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条の規定により博物館に相当する施設として指定されたもの</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2～4 略</p>

議案第 3 号については、
非公開案件となります。

議案第4号

厚木市指定有形文化財の指定について

厚木市指定有形文化財に別紙の物件を指定する。

令和5年1月24日提出

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

提案理由

厚木市文化財保護条例第4条第1項の規定により、指定する。

- | | | |
|---|---------------------|---|
| 1 | 指定する物件 | <small>けんぼんちやくしよく</small> 絹本 著色 <small>べんざいてんじゅうごどうじぞう</small> 弁財天十五童子像 1幅 |
| 2 | 名 称 | 有形文化財（絵画） |
| 3 | 所 在 地 | 厚木市上依知2397番地 <small>みょうでんじ</small> 妙傳寺 |
| 4 | 所有者の所在地
（住所）及び名称 | 厚木市上依知2397番地
宗教法人 <small>みょうでんじ</small> 妙傳寺 代表役員 <small>うつのみや</small> 宇都宮 <small>きょうかん</small> 教侃 |
| 5 | 物 件 の 内 容 | <p>本資料は、上依知<small>みょうでんじ</small>妙傳寺に伝わる「<small>べんざいてんじゅうごどうじぞう</small>弁財天十五童子像」であり、制作時期は室町時代末から江戸時代前期と推定される。特色ある「<small>べんざいてんじゅうごどうじぞう</small>弁財天十五童子像」として貴重な作例であるとともに、地域との関わりが深い資料として、本市にとって、地域の歴史を語る上で欠くことのできない極めて重要な文化財である。</p> |

物件写真

けんぽんちゃくしよく べんざいてんじゅうごどうじぞう
絹本 著色 弁財天十五童子像



令和4年12月20日

厚木市教育委員会 殿

厚木市文化財保護審議会
会長 薄井 和男



厚木市指定有形文化財の指定について（答申）

令和4年8月23日付けの厚木市指定有形文化財の指定に係る諮問について、慎重に審議した結果、別紙のとおり委員の意見がまとまりましたので、答申いたします。

答 申 書

1 諮問を受けた文化財

(1) 名称及び員数

絹本著色 弁財天十五童子像 1幅

(2) 文化財の種類

有形文化財（絵画）

(3) 所在地

厚木市上依知 2397 番地 妙傳寺

(4) 所有者

厚木市上依知 2397 番地
宗教法人妙傳寺 代表役員 宇都宮 教侃

2 指定に関する評価

本資料は、厚木市上依知の妙傳寺に所蔵される「弁財天十五童子像」であり、制作時期は室町時代末から江戸時代前期と推定される。中世の複雑な神仏習合の有様を如実に反映しており、さらに、束帯男神像と唐装女神像の二神が描かれた極めて稀な図様を持つ等、特色ある「弁財天十五童子像」として美術史的に貴重な作例である。

また、本資料が伝来した背景について、妙傳寺の復興や七面天女信仰との関連が考えられる等、近世期の厚木市の宗教史を考える上で重要な文化財であると考えられる。

以上のことから、厚木市指定有形文化財の指定に十分適したものであるといえる。

なお、評価についての詳細は、別紙指定理由説明書を参照していただきたい。

絹本著色 弁財天十五童子像 指定理由説明書

令和4年12月20日

厚木市文化財保護審議会

- 1 名称及び員数 絹本著色 弁財天十五童子像 1幅
- 2 文化財の種類 有形文化財(絵画)
- 3 所在地 厚木市上依知2397番地 妙傳寺
- 4 所有者 厚木市上依知2397番地
宗教法人妙傳寺 代表役員 宇都宮 教侃
- 5 構造・法量 絹本著色 1幅
本紙 縦80.7センチメートル
本紙 横34.7センチメートル
- 6 裱背墨書銘 「弁財天七福神十五童子 星梅山 表具
三十三世 日應代」
「琢磨法眼之筆 辨財天女画像 四十六代日誠表具修覆」

7 所 見

(1) 伝来

本資料は、日蓮の星降伝説でも著名な三箇寺の一つ、厚木市上依知に所在する星梅山妙傳寺に所蔵される「弁財天十五童子像」である。妙傳寺は、寺伝及び『新編相模国風土記稿』等によると、弘安元年(1278)本間重連を開基檀越とし、開祖は日蓮、開山は嚴管院日源とする。江戸時代の寛文期に、不受不施派支持の立場をとった事から一時廢寺となったが、寛文五年(1665)水戸の隠井山高在院妙徳寺から一心院日遥(～1696)が入寺して第二十三世となり復興したとされる(註1)。なお、日遥の没年と齟齬があるが、厚木市指定文化財の持国天像、毘沙門天像(多聞天)からは、この日遥による元禄十年(1697)の墨書銘のある木札が発見されている。

本資料裱背には、妙傳寺三十三世寂隆院日應(1693～1773)による表具墨書銘が貼られており、更に、明治期の四十六世日誠(～1895)による表具修復銘が墨書されている。これにより、本資料は日應の代には、「弁財天七福神十五童子」と呼称され、また明治期には、琢磨法眼筆の弁財天女画像とされていたことが分かる。なお、琢磨法眼なる絵師については、不詳である(註2)。

日應は、千葉に生まれ、飯高檀林の第八代化主を務め、谷中本寿寺、野呂妙興寺を歴世し、身延山久遠寺の四十五世貫首となった。彼は二十三世日遙の再興事業を継承し、二天を安置する二天門（市指定文化財）を延享三年（1746）に建立、その扁額を宝暦三年（1753）に書いている。また、丈六釈迦像を安置する独尊堂を建立（寺伝）し、霊梅の石玉垣を新設（石垣銘）するなど、妙傳寺の整備を遂行したと伝えられる。したがって、本資料の表具は、こうした一連の動きと連動して行われたものと推察される。

(2) 図様

本資料の画面には、上方に金泥の日輪と白色の月輪を配し、唐装の八臂弁財天が岩の上の荷葉座上に立つ。現状では、弁財天の円光背に火炎光や宝珠は認められないが、赤外線写真により、その痕跡らしきものが見られる。弁財天は、襜褕衣、背子を纏い、双髻に結び、頭頂に老面白蛇身の宇賀神を頂き、更に宇賀神の上に鳥居を置く。

弁財天の持物は、左第一手三叉戟、第二手三弁宝珠、第三手輪宝、第四手弓、右第一手鑰（鍵）、第二手剣、第三手宝棒、第四手箭。これは、順序に若干の相違は見られるが、ほぼ『仏説最勝護国宇賀耶頓得如意宝珠陀羅尼經』^(註3)の持物に該当する。

画面の最下段には、髪を美豆良に結び、袍服を着た十五童子が描かれる^(註4)。十五童子の配置は、弁財天の真下に正面を向く一童子を、左右に七童子ずつ分けて配する、左右の均衡を考慮した構図をとる。

十五童子の持物は、画面の絵絹の損傷が激しく（恐らく修理の際に膚裏紙を剥がした状態）確認が困難であるが、目視及び赤外線写真により確認できる範囲で記すと、弁財天の左側には、天秤を持つ金財童子、鑰を持つ印鑰童子、硯を持つ筆硯童子、三弁宝珠を捧げる従者童子、宝珠と剣を持つ生命童子、牛馬を操る牛馬童子。弁財天の右側には、帯を持つ官帯童子、升を捧げる計升童子（あるいは蚕器を捧げる蚕養童子）、稲を担ぐ稲粗童子、衣を捧げる衣裳童子、酒壺から酒を汲む酒泉童子、弓矢を持つ愛敬童子、船車を操る船車童子となる。弁財天の直下の童子は拱手しているが、持物に関しては赤外線写真によっても判然としない。消去法で考えれば、計升か蚕養となる。

弁財天の左には大黒天、右には毘沙門天が配され、弁財天の岩座の下にやや小さく黒の束帯形と唐装女神形が描かれる^(註5)。

本資料の図様は、弁財天と宇賀神の習合を物語るばかりでなく、大黒天、毘沙門天の登場など、中世の複雑な神仏習合の有様を如実に反映している^(註6)。

図様上注目されるのは、弁財天が立像である点、また頭頂に宇賀神に加

え鳥居を描く点が挙げられる。さらに、通例描かれる二天に加えて東帯男神像と唐装女神像の二神が描かれる点が特色と言える(註7)。二神を加える図様は、金沢文庫で開催された展覧会に出品された個人所蔵の作例にも見られるが、極めて稀である。

(3) 表現と制作時期

本資料の表現を見ると、退色が進んでいることが惜しまれるが、要所には群青や緑青、朱が残り、金泥により持物を荘厳するなど、当初の華やかさが推察される。形態の崩れは比較的少なく、各尊の表情には親しみがああり、室町末期の御伽草子などに通ずる大らかさが感じられる。

以上を勘案すると、裱背の日應による表具墨書銘は、絵像の再表具の際に書かれた可能性も考えられ、制作時期は室町時代末から江戸時代前期を想定するのが適当と考えられる。

(4) 伝来の理由

本資料が妙傳寺に伝来した理由や制作の背景に関しては資料が無いが、一つの可能性として、江戸時代に急激に浮上した七面天女信仰との関連が考えられる。七面天女は、身延山の鬼門に位置する七面山に祀られる日蓮宗の守護神七面天女のことである(註8)。寛文期に深草元政によって書かれた「七面大明神縁起」では、身延で日蓮の説法を聴聞していた美女が、蛇体である本性を現した後成仏したと説かれ、その本地を吉祥天とする。更に、貞享二年(1685)に日脱が記した『身延鑑』では、七面天女、弁財天同体説が説かれるようになる(註9)。こうした背景の中で、蛇体の宇賀神と習合した弁財天に注目し、日應による表具再装がなされた可能性が考えられる。

以上、本資料は特色ある「弁財天十五童子像」として美術史的に貴重な作例であり、また、近世期の厚木市の宗教史を考える上でも貴重な資料と考えられる。したがって、市の文化財としての価値を有する。

【参考文献】

- 『新編相模国風土記稿』第3巻 雄山閣 1998年
『厚木市史 近世資料編 (社寺)』 1986年
『厚木市史 中世資料編』 1989年
『厚木市史 中世通史編』 1999年
『厚木市史 近世資料編 (文化文芸)』 2003年
『日蓮宗寺院大鑑』池上本門寺 1998年
『身延鑑』身延山久遠寺 2001年
『弁財天～その姿と利益～』神奈川県立金沢文庫 2007年
『鎌倉の日蓮』神奈川県立歴史博物館 2009年
『竹生島弁才天一仏から神へ、その信仰の展開一』
長浜市長浜城歴史博物館 2020年
泉武夫「竹生島辨才天」『國華』1247号 1999年
藤元裕二「弁才天十五童子像」『國華』1477号 2018年



みょうでんじ けんぽんちやくしよく べんざいてんじゅうごどうじぞう
 妙傳寺所藏「絹本著色 弁財天十五童子像」



ひょうはいぼくしよめい
 裱背墨書銘

註

1 隠井山高在院妙徳寺は、水戸市加倉井町に所在する日蓮宗寺院。身延で日蓮を援助した波木井（南部）実長の息子波木井（加倉井）実氏が母妙徳尼の菩提を弔うため建立したと伝える。

2 奈良親王院所蔵の伝託間法眼筆「天河弁才天曼荼羅図」など、宅磨、託間に比定される絵画は多いが、ほとんどが伝承の域を出ない。

3 『仏説最勝護国宇賀耶頓得如意宝珠陀羅尼経』では、左第一鉢、第二輪、第三宝弓、第四宝珠、右第一劍、第二棒、第三鑰、第四箭（矢）と順番はやや異なるがほぼ該当する。

4 十五童子は、『仏説最勝護国宇賀耶頓得如意宝珠陀羅尼経』によると、印鑰、官帯、筆硯、金財、稻粗、計升、飯櫃、衣装、蚕養、酒泉、愛敬、生命、徙者、牛馬、船車。

5 この図像は、十二宮の双子座（夫婦宮）や、聖天（双身歡喜天）との関連も考えられるが、その検証は今後の課題と言える。

6 弁財天は、インドの河の神サラスヴァティが仏教に取り入れられ、音楽芸術や福德の神となった尊格である。その主な図様は、三種類に分けられる。まず、『金光明最勝王経』「大弁才天女品」による武器を所持とする八臂像、「大日経」に説かれる琵琶を弾く二臂像、そして、鎌倉時代に日本で成立したとされる『仏説最勝護国宇賀耶頓得如意宝珠陀羅尼経』他弁才天五部経と呼ばれる偽経による八臂像で、老面蛇体の宇賀神との習合を表し、鑰と宝珠を持つ。本資料の、頭頂に宇賀神を頂き、鑰と宝珠を持つ福德神としての性格を顕著に表し、十五童子を率いる図様は「弁財天十五童子像」に該当する。なお、福德神としての性格が顕著となる中世以降「弁財天」の表記が通例となっていく。

7 男女二神を描く例は、金沢文庫で開催された弁財天の展覧会に出品された個人所蔵作品にも見られるが、こうした例は極めて少ない。参考文献参照。

8 寛文六年（1666）深草元政「七面大明神縁起」、貞享二年（1685）日脱『身延鑑』、寛文期の謡曲「現在七面」上演。

9 日蓮宗での曼荼羅本尊への七面天女の勧請は、天正期に遡るが、七面天女信仰の隆盛は江戸時代以後で、身延山久遠寺の勢力が有力となってきた以後のことである。その背景には、徳川家康の側室養珠院お万の方などの日蓮宗帰依、七面山参詣などの影響も考えられる。

厚木市文化財保護条例（抜粋）

（指定）

第4条 教育委員会は、市の区域内に存する文化財のうち、重要なものを厚木市指定有形文化財、厚木市指定無形文化財、厚木市指定有形民俗文化財、厚木市指定無形民俗文化財、厚木市指定史跡、厚木市指定名勝又は厚木市指定天然記念物（以下「市指定文化財」という。）として指定することができる。

2 前項の規定による指定をするときは、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする文化財の所有者、権原に基づく占有者又は保存に当たっている者（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。ただし、当該文化財の所有者等が判明しないときは、この限りでない。

議案第5号については、
非公開案件となります。

報告事項 1～4 については、
非公開案件となります。

給食用食材の放射性物質の測定結果一覧表

令和5年1月10日現在

検査日	対象	食材名	産地	ヨウ素131	セシウム134	セシウム137
10月12日	保育所給食	かぼちゃ	北海道産	不検出 <2.19	不検出 <3.32	不検出 <3.59
		大根	青森県産	不検出 <2.30	不検出 <3.48	不検出 <3.75
10月18日	学校給食	玉ねぎ	北海道産	不検出 <2.09	不検出 <3.07	不検出 <3.35
		水菜	茨城県産	不検出 <2.30	不検出 <3.48	不検出 <3.75
		大根	千葉県産	不検出 <1.93	不検出 <2.83	不検出 <3.10
10月19日	保育所給食	りんご	山形県産	不検出 <2.29	不検出 <3.47	不検出 <3.74
		わかめ	兵庫県産・徳島県産	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.82
10月25日	学校給食	調理後の小学校給食(10/3~7日分)		不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
		調理後の中学校給食(10/3~7日分)		不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
		にんじん	北海道産	不検出 <2.30	不検出 <3.48	不検出 <3.75
		セロリ	長野県産	不検出 <2.36	不検出 <3.47	不検出 <3.79
		長ねぎ	秋田県産	不検出 <2.30	不検出 <3.48	不検出 <3.75
10月26日	保育所給食	白菜	茨城県産	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
		ほうれん草	埼玉県産	不検出 <2.04	不検出 <2.99	不検出 <3.28
11月1日	学校給食	ごぼう	青森県産	不検出 <2.20	不検出 <3.33	不検出 <3.60
		小松菜	神奈川県産	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
		大根	神奈川県産	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
11月8日	学校給食	長ねぎ	青森県産	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
		にんじん	千葉県産	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
		えのきたけ	新潟県産	不検出 <2.30	不検出 <3.48	不検出 <3.75
11月9日	保育所給食	小松菜	埼玉県産	不検出 <2.19	不検出 <3.21	不検出 <3.51
		にんじん	北海道産	不検出 <2.30	不検出 <3.48	不検出 <3.75
11月15日	学校給食	ほうれん草	神奈川県産	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
		きゅうり	群馬県産	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
		白菜	茨城県産	不検出 <2.30	不検出 <3.48	不検出 <3.75
11月16日	保育所給食	キャベツ	千葉県産	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.82
		さといも	埼玉県産	不検出 <2.41	不検出 <3.64	不検出 <3.95

検査日	対象	食材名	産地	ヨウ素131	セシウム134	セシウム137
11月29日	学校給食	調理後の小学校給食(11/7~11日分)		不検出 <2.30	不検出 <3.48	不検出 <3.75
		調理後の中学校給食(11/7~11日分)		不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
		もやし	神奈川県産	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
		ピーマン	茨城県産	不検出 <2.29	不検出 <3.47	不検出 <3.75
		セロリ	愛知県産	不検出 <2.30	不検出 <3.48	不検出 <3.75
11月30日	保育所給食	鶏肉	岩手県産	不検出 <1.97	不検出 <2.98	不検出 <3.22
		みかん	愛媛県産	不検出 <2.04	不検出 <2.99	不検出 <3.28
12月6日	学校給食	白菜	茨城県産	不検出 <2.30	不検出 <3.48	不検出 <3.75
		きゅうり	宮崎県産	不検出 <2.30	不検出 <3.48	不検出 <3.75
		大根	神奈川県産	不検出 <1.89	不検出 <2.77	不検出 <3.03
12月7日	保育所給食	じゃがいも	北海道産	不検出 <2.30	不検出 <3.48	不検出 <3.75
		玉ねぎ	北海道産	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
12月13日	学校給食	かぶ	埼玉県産	不検出 <2.14	不検出 <3.24	不検出 <3.50
		小松菜	埼玉県産	不検出 <2.14	不検出 <3.23	不検出 <3.49
		水菜	茨城県産	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
12月14日	保育所給食	トマト	熊本県産	不検出 <2.30	不検出 <3.48	不検出 <3.75
		もやし	栃木県産	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
12月20日	学校給食	玉ねぎ	北海道産	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
		にんじん	千葉県産	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83
		パセリ	千葉県産	不検出 <2.30	不検出 <3.48	不検出 <3.75
12月21日	保育所給食	ごぼう	群馬県産	不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.82
		長ねぎ	千葉県産	不検出 <2.25	不検出 <3.42	不検出 <3.69
12月27日	学校給食	調理後の小学校給食(12/1~9日分) 専門機関による測定 (ゲルマニウム半導体検出器)		不検出 <0.50	不検出 <0.50	不検出 <0.60
		調理後の中学校給食(12/1~9日分)		不検出 <2.38	不検出 <3.50	不検出 <3.83

※ ☆印の付いている食材は、保護者からの要望により測定をした食材となります。市場の流通状況により入荷する食材の産地が予定していたものと異なることがあります。

※ 測定する食材について、保護者要望の提出期限より前の測定につきましては、前月の保護者要望を参考として選定をしています。また、選定した場合につきましては、☆印を付けています。

※ 単位はベクレル/キログラムです。

※ 「不検出」とは、放射性物質が「検出下限値」に満たない(検出されない)ことを表します。「<」の横の数値は、検出下限値を表しています。検出下限値は、検体の比重、測定条件などにより検体ごとに変動します。

※ 食品衛生法上の規制値: 一般食品の放射性セシウム規制値は、100ベクレル/キログラムとなっております。規制値を上回らない限り、給食食材として使用しています。

保護者からの測定要望について

令和5年1月10日現在

対象月	食材名(産地)	要望人数	測定日	測定食材
10月	要望なし	0	10月4日	もやし(栃木)、小松菜(茨城)、 キャベツ(群馬)
			10月11日	きゅうり(神奈川)、白菜(長野)、 ピーマン(青森)
			10月18日	玉ねぎ(北海道)、水菜(茨城)、 大根(千葉)
			10月25日	にんじん(北海道)、セロリ(長野)、 長ねぎ(秋田)
	要望品目:0	測定品目:12品目 (10月分要望なし)		
11月	要望なし	0	11月1日	ごぼう(青森)、小松菜(神奈川)、 大根(神奈川)
			11月8日	長ねぎ(青森)、にんじん(千葉)、 えのきたけ(新潟)
			11月15日	ほうれん草(神奈川)、きゅうり(群馬)、 白菜(茨城)
			11月29日	もやし(神奈川)、ピーマン(茨城)、 セロリ(愛知)
	要望品目:0	測定品目:12品目 (11月分要望なし)		
12月	要望なし	0	12月6日	白菜(茨城)、きゅうり(宮崎)、 大根(神奈川)
			12月13日	かぶ(埼玉)、小松菜(埼玉)、 水菜(茨城)
			12月20日	玉ねぎ(北海道)、にんじん(千葉)、 パセリ(千葉)
	要望品目:0	測定品目:9品目 (12月分要望なし)		

※1回の測定で3品目程度の測定を行っております。

■ 大気中放射線量測定結果

厚木市において、1月10日(火)に、市内5箇所の地点の放射線量を測定

1月10日の調査結果

いずれの地点も、市の放射線量の基準を超える数値は示しておりません。

No.	測定場所	前回調査結果 (令和4年10月3日)		今回調査結果 (令和5年1月10日)	
		地表 50cm	地表 100cm	地表 50cm	地表 100cm
1	荻野小学校	0.04	0.03	0.02	0.02
2	北小学校	0.03	0.03	0.03	0.03
3	もみじ保育園	0.03	0.03	0.03	0.02
4	相川小学校	0.03	0.03	0.05	0.04
5	七沢児童館	0.02	0.02	0.03	0.03

(注)単位:マイクロシーベルト/時

(注)市の放射線量の基準:毎時約0.19マイクロシーベルト。「追加被ばく線量が、年間1ミリシーベルト以下であることを目指す」という国の目標値を受けて、厚木市が定めた数値です。

(注)環境農政部の職員が測定しました。